明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（九〇）　三
○サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（九一）　三
○水道法の一部を改正する法律（九二）　六五

〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三四）　三
○原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する等の政令（三三五）　三

〔告　示〕
○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件（国土交通一三二四）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人地域医療機能推進機構平成二十九年度財務諸表、平成三十年度浄化槽管理士試験合格者、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達関係　四五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　四五
会社その他
会社決算公告　四五

本号で公布された法令のあらまし

◇原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（法律第九〇号）（文部科学省）

1　損害賠償実施方針

原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針を作成し、これを公表しなければならないこととした。（第一七条の二関係）

2　仮払金の支払のための資金の貸付け

㈠　原子力事業者は、特定原子力損害を受けた被害者に対して、特定原子力損害賠償仮払金（以下「仮払金」という。）の支払を行おうとするときは、当該仮払金の支払のために必要な資金の貸付けを行うことを、政府に対し申し込むことができることとした。（第一七条の三関係）

㈡　貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金をその他の資産と分別して管理しなければならないこととした。（第一七条の四関係）

㈢　貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金を充てて行う仮払金の支払状況について文部科学大臣に報告しなければならないこととした。（第一七条の五関係）

㈣　政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を充てて行った仮払金の支払の対象となった特定原子力損害の賠償額が確定したときは、当該仮払金の額に応じて、当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を取得することとした。（第一七条の六関係）

㈤　㈠から㈣までに掲げる政府の業務は、文部科学大臣が管掌することとした。（第一七条の七関係）

㈥　文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、㈠から㈣までに掲げる文部科学大臣の権限に係る事務（貸付けの決定を除く。）を行わせることができることとした。（第一七条の八関係）

3　原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例

原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から一月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなすこととした。（第一八条の二関係）

4　適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約の締結及び政府の援助に係る期限を一〇年間延長することとした。（第二〇条関係）

5　関係行政機関の協力

文部科学大臣は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができることとした。（第二二条の二関係）

6　この法律は、平成三二年一月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（法律第九一号）（内閣官房）

1　サイバーセキュリティ協議会の組織等

㈠　サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（以下「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下「協議会」という。）を組織することとした。

㈡　本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）、地方公共団体又はその組織する団体、重要社会基盤事業者又はその組織する団体、サイバー関連事業者又はその組織する団体、大学その他の教育研究機関又はその組織する団体その他本部長等が必要と認める者を構成員として追加できることとした。